

国連女性の地位向上部
女性移住労働者に対する暴力に関する専門家会議
フィリピンマニラ・1996年5月27日～31日

女性移住労働者に対する暴力 送出国・受け入れ国の問題

ナスラー・M・シャー

コンサルタント

(仮訳)

(財) 女性のためのアジア平和国民基金

はじめに

搾取される可能性のある移住労働者の数が増えているという認識は、ここ数年の間に高まっている。国連の関係機関（UN、1994；1995 a）の中でも、学者の間（ユゴー、1995；イーレン、1995）でも変わりはない。国連総会はその決議49/165の中で送出国に市民の利益を保護、促進する義務、受け入れ国に境界内のすべての人の人権、とりわけ女性移住労働者の人権を保証する義務を認めた（UN、1995 a, p. 2）。移住労働者の保護のために改めて注意を喚起し、特別な基準、手続きおよび制度を創出したにも拘わらず、アナリストの中には重大なギャップが依然あると信ずる人もいる。国連移住労働者規約の規定（A/RES/45/158）を例に挙げると、性差による迫害、傷つきやすさ、とくに性的搾取の問題は取り上げられていない。また、社会保障の権利も女性が個人の家庭や認可されていない経済活動と見なされる活動に雇用されている場合には適用が考えられない（ナンダ、1993）。さらに女性移住者に対する暴力を見積もる統計は送出国あるいは受け入れ国によって総合的に、あるいは定期的にまとめられていない。事実、送出国・受け入れ国ともこの問題への関心を最小限にする傾向が見られる。利用できる統計では問題の程度を低く報告しがちである。暴力のすべてのケースが関係当局に通報されるわけではないからである。

本書のねらいは送出国と受け入れ国の双方で女性を搾取に追い込む、移住過程における要因に関する諸問題を明らかにすることである。本書は暴力が少なくとも3つのタイプにはっきり識別できることを示す。すなわち、1）経済的； 2）社会的・心理的； 3）肉体的・性的暴力である。搾取の慣行を総合的に捉え直すには虐待のあらゆる形態を取り上げなければならない。搾取のさまざまな形態を測るのに使用できる指標の準備リストが表1（後掲）に示してある。いろいろな形態を取る搾取を文書化するためにいくつかの国からの証拠を検討し、送出国および受け入れ国の主な政策問題について略述し、このような暴力行為に取り組むための対応策を論ずる。

背景

暴力の危険が高くなる二つの職業に就くとすれば家事労働と接客サービスだと云うのが一般の合意のようだ。これら二つの仕事に就いている人の数はここ20年で増加している。同時に不法、資格外あるいは非合法的なソースを通して移住する女性の数が増えているが、これは

彼女たちをさらに大きな危険に陥れることになる。少女や女性の人身売買は、とくに暴力の機会を増やす危険な過程と認識されている（UN, 1995b）。

女性移住者の数の増加につれて、主な送出国、受け入れ国として以下の諸国を認めることができる。家事労働者は主として、スリランカ、インドネシア、フィリピン、タイ、やインドのアジア諸国からの出身者である。就職先は豊かな湾岸諸国で、香港、台湾、マレーシア、シンガポールやイタリアのようなヨーロッパの国がいくつか入る。エンタテナーにかんしては、主な送出国はフィリピンとタイで、主な受け入れ国は日本となっている（UN, 1995a ; ズロートニク、1995b）。

量、仕事および行く先の最近の傾向

世界の移住者の約半分は女性である（ズロートニク、1995a）。女性の移住が増えたのは過去10年間ににおけるアジアの移住の最も重要な特徴となっている。アベラ（1995）は1980年代と1990年代初頭におけるアジア人女性の移住に伴う五つの明瞭な流れを以下のように説明している。すなわち、

- (1) 南アジアや東南アジアから西アジアへ合法的なルートにより年間95,000人の女性が移住、さらに非合法的なルートで50,000人から60,000人の女性が移住した。
- (2) インドネシア、フィリピン、およびタイから新興工業国（例：香港、マレーシアおよびシンガポール）へ毎年、62,000人の女性が移住した。
- (3) 主としてエンタテナーとしてフィリピンおよびタイから日本へ移住。1988年の段階で71,000人のフィリピン人女性が合法的に日本へ渡った。
- (4) 少なくとも28,000人前後のフィリピン人女性が西アジアへ熟練および専門職女性として移住（大抵は看護婦）。
- (5) アジア人女性がオーストラリア、カナダ、アメリカ、およびヨーロッパへ移住。合法的な移住者が14,000人から18,000人、非合法的なルートで35,000人から50,000人となっている。上記の数字を見ると、毎年320,000人以上のアジア人女性が労働者として移住する勘定となる。大部分はアジア内である。この数字は労働者の移動を記録する政府のチャンネルが全移住者を捕捉できないことが多いので、実際より少ないと考えられる。

インドネシア、スリランカ、およびフィリピンからの女性移住者の最近のデータをそれぞれ、表2、3および4に示す。1980年代後半にほんの2、3千人から始まったが、海外へ出るインドネシア人労働者の数は急増した（表2）。1992年から1993年では172,000人の労働者

が海外へ出たが、そのうちの65%は女性であった。最近の計画期間中には労働者数は60万を超え、そのうちの3分の2が女性であった。1989年から1994年では全労働者数の約58%がサウジアラビアへ行き、さらに26%がマレーシアへ渡った（ユゴー、1995）。スリランカのデータでは年間の移住者中は10万を超えている。1993年、約129,000人が海外へ行き、その69%は家事労働者であった（表3）。スリランカおよびインドネシアからの女性労働者の大部分が家事労働者となっている。

フィリピンからの毎年流出する労働者にデータは表4に見る通りである。1994年には海外で働くフィリピン人労働者の約48%が女性であった。女性移住者全体の中で、家事労働者は28%を占めるにとどまった。1994年に新たに家事労働者として雇用されてフィリピンから移動した女性の数はほぼ770,000であった。海外で働くフィリピン人家事労働者は1990年代半ばで50万と見積もられており、約10万人の仕事先が香港であった（バスケス他、1995）。しかし、フィリピン人女性移住者のかなりの割合が看護婦のような熟練を要する仕事に就いており、家事労働者が直面するような暴力にさらされることは少ないように思われる。

フィリピン人家事労働者の行く先は表5に示す通りである。1994年においてその半分以上（54%）がたった2つの国、すなわち香港とサウジアラビアにいた。台湾が最近、重要な行く先となっている一方で、シンガポールへ新規に働きに行くフィリピン人家事労働者の数は1987年-1994年に大幅に減少した。ヨーロッパ、アメリカあるいはその他の国ではフィリピン人家事労働者はわずかな割合でしかない。

家事労働に加えて、エンターテインメントや性ビジネスに雇用されることは女性が暴力をとくに受けやすい。国際的な人身売買がこのような雇用を容易にする主たる手段となっている。この分野で活動するNGOに依ると、毎年100万から200万の少女、女性が世界中で売買されている（IOM, 1995）。5,000人前後のバングラデシュ人少女、女性が毎年、パキスタンへ売られている。同じ数のネパール人がインドへ売られている。インドの中では、200万の女性が売春婦として働いており、そのうち40万は18歳以下である。また、少なくとも20,000人のミャンマー人少女、女性がタイの売春宿で働く（UN, 1995c）。さらに日本では50,000人のタイ人女性が売春婦として働いていると見積もられている。このような女性の数は増えてきている。女性の多くは多くて20万米ドルで買われている（IOM, 1995）。

フィリピンは恐らく、日本への最大のエンタテナー供給国である。合法的なエンタテナービザで日本へ入国するフィリピン人は増えている（森田・サッセン、1994）。フィリピンやその他の国から数多くの女性が日本の出入国の記録では超過滞在となっているものと考えら

れる(表6)。1993年段階で298,646人が超過滞在していたと思われるが、そのうちの106,523人は女性であった。超過滞在者を最も多く出している国はタイで、次いでフィリピン、韓国、中国、それにマレーシアとなった。

現在、湾岸諸国は依然としてアジア人女性労働者の主な雇い主である。サウジアラビアは最大の雇用者である。1986年には219,000人のアジア人女性労働者がいた(アベラ, 1990)。クウェートでは1989年段階で家事労働者として103,501人の女性が雇用されており、国の人口全体の5.1%を占めていた。家事労働者の98%がアジア人であった(シャー, 1993)。1990年8月のクウェート侵攻後、これら労働者の多くは脱出した。しかし、家事労働者はクウェートが1991年2月に解放されるとすぐに仕事に戻された本当の最初の労働者の中に含まれていた。1995年半ば、クウェートには172,799人の非クウェート人女性労働者がいたが、そのうち家事労働者が117,648人であった(68%)。さらに家事労働者が約180万の総人口の6.3%を占めた(PACI, 1995)。こうして外国籍労働者を削減しようとする政府の政策にも拘わらず、クウェート侵攻後家事労働者への依存が実際に高くなったように思われる。1996年4月の大使館が見積もったクウェートにおける家事労働者はクウェート国民登録システムではかなり実際より低い数字になっているようである。主な送出国、スリランカ、インドおよびフィリピンからクウェートにおける家事労働者概数について情報を収集したが、それによるとそれぞれの数字は以下のようにになっている。

スリランカ	80,000	
インド	40,000	
フィリピン	27,000	- 28,000
合計	147,000	- 148,000

湾岸諸国や新興工業国への家事労働者の移住は世界的なこれらの移住労働者の大部分を占めるけれども、かなりの数の家事労働者は南米諸国にもいる。1980年当時、アルゼンチンには外国生まれの家事労働者が39,400名いたし、ベネズエラでは1981年にこのような労働者が61,400名いた(ズロートニク, 1995)。

女性移住労働者の年間の流出や実数の証拠をまとめると、女性労働者の需要、とくに彼女たちを暴力に陥れる傾向のある仕事について需要が時の経過で増えてきたことが分かる。ここ20年の間、インドネシアはかなり大量の女性労働者の輸出国、とくにサウジアラビアへの輸出国となった。これは宗教上の類似性やインドネシアがイスラム教徒の女性を供給できることが理由である。スリランカは主に中東への家事労働者の輸出を続けている。しかし、ス

リランカ人家事労働者の行く先はマレーシアやシンガポールなど多様化する傾向がある。インドはクウェートからのデータから判断すると中東にかなりの数の家事労働者を供給している。ただし、このような労働者の年間流出数についての公式のデータは利用できるものがない。

さまざまなタイプの暴力の証拠

“対女性暴力撤廃宣言”に関する国連決議（A/R e s /48/104）に依ると、対女性暴力という用語は以下のように定義されている。すなわち、“性差別に基づくあらゆる暴力行為で、結果的に女性に肉体的、性的あるいは心理的損害あるいは苦痛を与える、あるいは与えることになりそうな行為で、このような行為の脅し、強制、あるいは自由の恣意的剥奪を含む。公的生活で、あるいは私的生活で起こるかは問わない”。上記の暴力形態に加えて、とくに女性移住者に影響するもう一つの暴力タイプは経済的な性格のものである。女性移住者に対する暴力度を評価する際に使用できる指標のリストを表1に示す。リストは長いが、以下で論ずるようにデータを利用できるのはごくわずかな国に関する2、3の指標についてだけである。

経済的暴力

送出国では

さまざまな形態で行われる経済的搾取が送出国、受け入れ国の双方に存在するのは、多くの情報が示唆していることである。かなり広範に行われている暴力のタイプは移住のコストに関連している。スリランカで家事労働者として移住するための法的手数料は2,700ルピーである。しかし、大抵の代理人はこれよりはるかに高い金額を請求する。移住コストが高く、上がっているため友人、親戚あるいは金貸しから借金せざるを得ない。家事労働者の調査では彼女たちの4分の1が金貸しから借金したり、財産を抵当に入れて金を借りたりしていた。このような借金の利率は月15-30%の幅である（イーレンおよびスペックマン、1990）。スリランカの帰国者に関するまた別の研究ではインタビュー回答者510名のうちおよそ20%が移住の金を金貸しから借りている（グナティルケ、1991）。金貸しから借金するのはフィリピンでも同じである。香港で働くフィリピン人家事労働者に関するある研究では、移住者のおよそ41%が移住費調達のために高利貸から借金していた（バスケス他、1995）。多額の借金で移動のスタートを切る移住者はきわめて不安定な経済的位置に置かれることになる。少なくとも最初の年の給料は借金の返済に当てることになるからだ。その移住のメリットは

正味、自分の金で移住した家事労働者以下である。移住費の高いことに加えて、女性の中には金をとっても就職先を世話できない悪徳代理人の餌食にされる人もいる。上記のことが共通の問題であると認識されているとは云え、代理人から過重に費用請求されたり、移住のために多額の借金をせざるを得ない女性の数に関する適当な、あるいはまとまった記録がない。

受け入れ国では

受け入れ国では家事労働者の給料は遅払いになったり、時には全く払われないことがある。この種の虐待の証拠は逃亡した家事労働者の場合にはよく見られた。1996年4月にクウェートで調査した3つの国のこれら家事労働者の場合である。賃金未払いあるいは遅払いは慢性的な問題である。1989年初頭に実施した調査研究の中で逃亡家事労働者の間でこれが大きな苦情となっていることも判明しているからである（シャー他、1991）。イーレンの調査（1995）では苦情申し立てをした人のおよそ10%は賃金カットあるいは遅払いを理由として苦情申し立てをした。しかし、イーレンが面接した帰国者全体のごくわずかの人が正式に苦情申し立てをしていない。面接を受けた699名の帰国家事労働者の5分の1しか、自分の移住体験に不満を述べていない。全体の中で、3.7%は募集機関について苦情を申し立て、3.1%が警察に行き、1.2%がスリランカ大使館に助けを求めた（イーレン、1995）。

フィリピンの場合、海外で働くフィリピン人女性の福祉に関して11,946件が1994年に海外女性福祉管理（OWWA）に報告されている。このうち、1,698件（14%）が賃金遅払い、未払いあるいはカットに関わるものであった。インドの場合には移住家事労働者の状況に関する公けのデータは入手できない。インド大使館領事の報告では、後で論ずるように逃亡家事労働者に備えてシェルターを維持しているけれども、大使館は広範な問題については掴んでいない。

社会的／心理的暴力

送出国では

家事労働者の中には身内、とくに夫が金を濫費すると不平を訴えているが、大半は彼女たちが送金した金は合理的に使っている（イーレン、1995）。中東で働くインドネシア人家事労働者の中には、帰国したら夫が再婚していて、彼女の送金で新しい生活を始めているのに気づいた女性もいた（ユゴー、1995）。しかし、同じインドネシアで移住労働者とした働く妻に対する多くの夫の尊敬の念が強くなり、母の不在が子どもにマイナスに影響していると報告はほとんどないし、帰国した女性の家庭の中での金銭問題に対する発言権が実際に増しているも明らかになった。家庭崩壊のケースが新聞と同じく調査でも報告されているが、

それが労働者の大多数に影響しない、あるいは影響するようには思われない。結婚の安定に考えられる移住の影響はどのようなものか、それに関する懸念が表明されている。しかし、これについてはデータは印象の域ではっきりした結論は出せない（ズロートニク、1995b）。スリランカ女性の場合、移住は離婚や別居と積極的に関わっているように見えるが、この因果関係を明らかにするのは困難である（イーレン、1995）。帰国者に関するグナティルケの研究では、一般に云われていることと違って、不倫やその他の夫婦間の問題が取るに足らないことを示した。このような問題を訴えているのは男性で1.8%、女性では1.3%となっているからだ（グナティルケ、1991）。こうして、女性の移住と結びつく社会的・心理的問題は大部分の家庭には影響しないように思われる。インタビューの回答者の多くは正味、移住の結果は損失ではなく、利益であったと見ている。

受け入れ国では

長時間労働と社会的接触のないことは中東でスリランカ人女性労働者が直面する問題であることが一般に報告されている。イーレン（1995）の調査でインタビューを受けた人のおよそ3分の1は丸1年の間、友人にも身内にもあっていない、と述べた。スリランカ人帰国者に対するもう一つ別の調査では、女性移住者の56%が気晴らしの手段がなく、およそ3分の1はスリランカからの他の移住者と全く社交的な接触がない、3分の2は宗教上の信仰を行う機会がなかった（グナティルケ、1991）。しかし、前記研究における移住者の4分の3は送出国や受け入れ国の双方で適応問題にはうまく対応できたと述べている。また、母親の不在は残された子どもにはほとんど悪い影響とはならなかった。香港で働くフィリピン家事労働者の場合、孤独、現地の人々の中で友達のいないこと、さらに家事労働者のイメージの低さが受け入れ国への適応の問題では大きいと云われている（バスケス、1995）。しかしながら、女性家事労働者の大多数は海外で1期間（通常2年）以上、雇用されることを求めている。

社会的孤立は心理的な問題と結果的になることがあるが、これも肉体面に表れる。OWWAに報告された福祉の件では189件が体の、22件が精神疾患であった。

肉体的／性的暴力

送出国では

帰国者に関する既存の研究では仲介業者に依る肉体的あるいは性的虐待については報告されていない。しかし、募集代理人が労働者がその目的地へ着く前に見捨てる例が報告されている（ラッセル、1995）。これは肉体的・性的暴力の機会を必ずや増やすことになる。

受け入れ国では

表1ではこの暴力のカテゴリーが言葉による罵倒から移住労働者の殺人までまたがっている。殺人は最も恐ろしいものであり、メディアの関心も最大限に集めるが、女性労働者全体のごく少数に影響するだけである。1994年に報告のあったフィリピン人の福祉をめぐる事例では409(3.4%)が強姦、暴行あるいは妊娠であった。さらに2,309件が言葉による罵倒や殴打を含む虐待に関連していた。1996年1月から4月にかけてクウェートのフィリピン大使館が収集したデータによると、総数324人の逃亡家事労働者が大使館シェルターに難を逃れた；そのうちの6人(1.9%)のみが強姦の犠牲者で、別に6人が違法な妊娠であった。フィリピン人労働者の数字と同じく、スリランカの帰国者の間でもイーレン(1995)の研究によると、699人の回答者のうち16人(2.2%)が強姦されたと訴えている。ひどい性的暴力を訴えている女性の割合は比較的低いだが、このような事例で報告されていないかなりの件数が強姦、性的虐待や違法な妊娠に結びつく社会的な兆候の結果として起こることは考えられる。

クウェートにおける虐待のタイプについてある程度の理解は、私どもが研究した3ヶ国(フィリピン、スリランカ、インド)のそれぞれが維持しているシェルターシェルターに難をのがれた女性の経験から得られよう。これら諸国はそれぞれ逃亡家事労働者のためにシェルターを設けている。フィリピンのシェルターは現在、80名を収容しているが、過去4年間に300名の家事労働者を扱った。スリランカのシェルターは約400名の家事労働者がいるし、インドのシェルターにはおよそ80名の家事労働者が収容されている。シェルターを求める家事労働者の場合、大使館は代替りの雇用主を探したり、彼女を募集機関に戻すこともある。彼女の雇用期間が3ヶ月未満ならもめ事を解決してから雇用主へ彼女を戻したり、本国への送還の手配を行うこともある。労働者がクウェートに滞在して働く手配が付かない時は唯一公明正大なコースは国外退去である。1994年中、4,370人のフィリピン労働者がサウジアラビアから送還され、1995年にはクウェートからおよび2,000人が送還された(クウェートタイムズ, 1995年5月25日および1996年3月4日付け)。国外退去手順では警察の手続きや指紋押捺により当該の労働者がその国へ再度入国しない旨の保証が求められる。国外退去手続きが終わり、航空運賃代のあるのが分かると、大使館は食事と宿泊を提供する。これは大使館の資源にはかなりの負担になる。2年間の契約を終えて家事労働者の場合、雇用主は帰国航空代を支払うことになっている。万一家事労働者が契約を破り、逃亡したとすると、雇用主は帰国航空代を払う義務を負わない。

非政府系ボランティア組織がシェルターの家事労働者の援助にあっている。これらの

組織で有名なのは1995年11月に設立されたインド女性連盟（IWL）である。資金を集め、この組織は全く動きのとれなかった87人のインド人家事労働者の送還を援助した（S. エイブラハム、個人インタビュー）。フィリピン大使館は時折、送還準備では現地のフィリピン協会の援助を受けている。また、民間人も時々、スリランカ大使館がその構内に匿っている家事労働者の世話をするのを手助けしている。

送出国の政策および問題

送出国政府は女性移住労働者の保護についてとくに関心を払って来ている。政治的にも道徳的にもきわめて微妙な問題だからだ。女性労働者の虐待、とくに家事という熟練の要らない仕事での虐待に関する諸々の報告は国民の誇り、名誉を傷つけるもとである。そのため、新聞にとっては格好の話題となる。女性労働者の搾取を避けるためいくつかの制限策が送出国により採られている（表7）。特定の年齢に達しない労働者の移住を制限することは少年少女の搾取を抑えるための戦略のひとつである。このような政策はインド、インドネシア、パキスタンに存在している（表7）。ここ2～3年の間、インドは家事労働のための女性の移住を禁じた。例外として、家事労働者を海外から雇い入れるインド国民には一定の条件で認められた。バングラデシュは家事労働者として海外で就労するのを夫の同行を条件に認めている。スリランカは女性家事労働者の移住に何の制限も設けてこなかったが、看護婦の移住は禁止している。

フィリピンは1982年に女性家事労働者の移住を禁じた。それ以来、家事労働者の保護に関する二国間協定が締結された場合には禁を解いて来ている（UN, 1992）。現在、クウェートはフィリピン家事労働者の輸出禁止が存在する唯一の国である。しかし、現在では上述したようにクウェートにはおよそ27,000-28,000人のフィリピン人家事労働者がいる（フィリピン大使館労働アタッシュェ、クウェート）。フィリピン出身のエンターテナーの場合、彼女たちは職業エンターテナー証明センターで証明を受けなければならない。

制限策にも拘わらず、送出国政府は海外の女性移住者の保護の可能性を制限してきただけである。家事労働者が雇用者から虐待されるような絶望的な状況で、大使館は食事とシェルターを提供し、その状況から彼女たちの救済を試みる。大使館は彼女たちがパスポートを雇用者に取り上げられている時は必要な旅行書類を発行して帰国できるように手配を行う。大使館は必要に応じて移住者と雇用者の協議の斡旋も行い、現地警察の援助を要請する。しかし、多くの場合、雇用者の云うことの方が移住者のそれより信用される。受け入れ国内で女

性移住労働者の福祉のために送出国が採用する手段から考えると、送出国政府が一般に、悲惨な状況とならない限り仲介しないのは明らかである。 そうなってから一時しのぎの手で問題の解決を助けようとする。政府の中には問題の存在を否定するような反応を見せるところもある。

労働者の輸入に先だって受け入れ国内でのその後の契約の証明については、大使館がその過程の管理をねらっているやり方のひとつである。クウェートのインド大使館は家事労働者に契約はいずれも証明しない。家事労働者としてインド人女性の輸入を認めていないからである。しかし、インド大使館の見積もりでは、クウェートにはおよそ4,000人のインド人家事労働者がいる。だから、移住者は大使館の証明がなくても仕事先を見つけることが出来ることになる。到着すると、家事労働者はインド大使館に登録する必要がない。このような登録は任意である。大抵の女性は登録しない。彼女たちのクウェートへの移住がインド政府の方針からすればいずれにせよ“違法”だからである。

フィリピン大使館は家事労働者としてのフィリピン女性のクウェートへの移住に対する全般的な禁止に例外を設けている。王室、上級官僚および外交官が要請している家事労働者については証明書を出している。クウェートのフィリピン大使館による証明は法的に必要なが、クウェートおよびフィリピンの代理人のネットワークは要件の抜け道を探し出し、労働者を導入している。

スリランカ大使館の場合、家事労働者の証明はイラク侵攻前は不要だった。これは一般的にはいまでも本当である。しかし、過程の合理化のために大使館では家事労働者向けのビザをすべて証明するシステムの導入中である。クウェートの募集代理人がスリランカ大使館に登録することが必要になるだろうし、スリランカの代理人は証明にある代理人とのみ、取引が認められることになろうだろう。スリランカ大使館はまた、雇用主と家事労働者に関する情報を電算機化して、一旦家事労働者が大使館に難を逃れてきた場合に彼女の雇用主を探し出す時間を短縮する計画も持っている（駐クウェート・スリランカ大使館労働アタッシェとの個人的インタビュー）。

女性の移住に対する政府の制限策は国によってはまったく効果のないことが判明している。すなわち、海外へ出たいと思っている労働者の供給が即座に可能で、文化規準が女性の移住の後押しになる国では全く効果がなかった。女性が移住労働者の流出の大部分を占める大抵の国では、設けられた制限策は現実的と云うより象徴的なものである。フィリピンおよびタイの当局は女性の多くの雇用カテゴリーを禁止対象外とする方策を見つけている。スリランカ

は歴史的に家事労働者の移住に制限を設けて来ていない。インドは女性家事労働者の移住を無くそうとしてきたが、成功していない。反対に女性の移住、とくに家事労働者のパキスタンやバングラデシュからの移住がほとんど見られない。文化的な理由からがもっぱらである。パキスタンおよびバングラデシュの社会規範では家事労働に従事する女性の移住には制限が他より強い。

かくして送出国の主な問題は以下のように要約できよう。潜在的に“危険な”仕事、例えば家事労働やエンターテインメントの仕事を求めて女性が移住するのが文化的に受け入れられる国では、海外に雇用を求める動機が強い労働者の供給が豊富である。ふたつの大きな要因がこの供給量に拍車をかけることになる。ひとつは移住を支えるのに社会的、個人的ネットワークが果たす役割である。受け入れ国で一旦、社会的ネットワークができあがると、移住は自立的な過程となって行くことが分かっている（マッシー、グレーシア、1987）。これは女性移住労働者の場合に妥当する。彼女たちの多くは友人や親戚を通して移住しているからだ。ふたつには大抵の移住者が報告する比較的積極的な経験である。帰国者の研究の中で、女性の大多数が移住に満足していて、それが正味、ためになった経験として捉えていることである。したがって、移住の積極的な価値が女性の中には経験する否定的なものをしのぐ結果となっている。暴力の要素は海外に仕事を探す際に移住者の考えられる計算においては重要な役割を果たすようには思われない。移住者が仕事の性格や危険を伴うことについて適切な情報を持たないこともあり得るし、後述するように将来の政策の焦点となるものかも知れない。

上で論じた、女性の移住に対する制限策にも拘わらず、とくにアジアの労働力送出国政府の政策は労働力移住を最大限にすることに狙いをおいている。大抵の政府は積極的に労働力“輸出”を促進しているし、その彼らの労働の技能について活発に宣伝パンフを公刊している政府もある。できるだけ競争市場で多くを得ることに全体の狙いを定めて送出国は、受け入れ国と友好関係の維持を欲している。良好な関係を維持したいと云うもうひとつの大きな理由は送出国の多くが受け入れ国と貿易関係にある、と云う事実である。送出国はそれを危険にさらすことを求めない。したがって、自国からの労働者の権利の侵害やちょっとした契約違反には進んで寛容なのである。家事労働者あるいはその他の女性労働者に対する暴力は送り手と受け手の間の社会・政治的、経済的関係全体からはちょっとしたいらいらの材料なのである。多くの場合、送出国は女性労働者のそれを含めて人権侵害を強調することで友好関係を損なうことを欲さない。当然の帰結として問題の存在を否定する、あるいは出来る限

り、問題の重要性を小さくすることになってしまう。

受け入れ国の政策と問題

女性の移住が増加するのは、受け入れ国における生活様式の変化に対するひとつの反応のように見える。家族が豊かになるにつれて、さらに余暇を買う社会的欲求が生まれる。これは西アジアおよび新興工業国に妥当するようだ。さらに受け入れ国の女性が多く労働力になると、家事の補助や子どもの世話が必要になり、家事労働者の輸入が増える結果となって行く。しかし、家によっては妻の労働身分のいかに拘わらず、家事労働者を輸入することもあり得る。例えば、クウェートでは1987/1988に家事労働者の大部分（64%）が他に働く女性のいない家庭に雇用されていた（シャー他、1991；シャーおよびアル・クアドシ、1990）。クウェートのように国の中には家事労働者に対する需要が非常に広がっているため、相対的に豊かでない家でさえ、家事労働者を雇うところもある。1986/87年に月収が850米ドル以下の家庭の3分の1が少なくとも家事労働者1人を雇っていた。一方、最も豊かな、月収6,800米ドル以上の家庭では90%が1人以上の家事労働者を雇っていた。

上記の状況は1994年の家政調査で示されているように、相変わらず続いているように見える（表8）。クウェートの全家政の中で、82%が少なくとも1人の家事労働者を雇っていた。月収が2,000ディナール（6,800米ドル）以上の最富裕家庭の約60%が1人以上の家事労働者を雇っていた。しかし、比較的富裕から遠い、月収751ディナール（2,553米ドル）以下の家庭の多数（65%）も少なくとも1人の家事労働者を雇っていた。比較的富裕な家庭とそれほど富裕ではない家庭で働く家事労働者が異なる暴力を蒙るかどうかが不明だが、比較的貧困な家庭の家事労働者の生活条件が望ましさの点では劣ることは考えられる。また、給料遅払いがこのような家庭ではより多くなりがちである。大使館職員やボランティア団体の観察によると、教育水準の低い、比較的富裕ではない家庭では虐待が多くなる傾向が示唆されている。

安価な労働者がすぐに利用でき、豊富に供給が可能な際に家庭で余暇を買うことができるなら、どうしてそうしないのか、と主張できよう。クウェートで家事労働者を1人雇うのはたった月30-40ディナール（102-136米ドル）かかるだけである。クウェート政府は各家庭に子どもひとりあたり50ディナール（170米ドル）の補助金を出す。したがって、雇い主は航空券代や代理人費用（大抵、150-200ディナール）を負担するとしても、家事労働者のコストは子どもひとりに対する補助金にも及ばない。最初の3ヶ月の雇用期間中、勤務に満足できなければ雇用主は家事労働者を代理人のところへ戻すことができる。また、雇用主は2年

間の契約期間の終了時には航空券代を支払う必要がある。場合によっては家事労働者が契約を破り、雇用主が募集機関へ支払った金額を駄目にする場合には、給料支払いを差し控えることもある。

家事労働者の比較的低コストだけでなく、家事労働者の供給を促すもうひとつの要因は、多数の労働者を扱うために設立されている多くの募集機関である。これは受け入れ国である湾岸諸国だけでなく、送出国にも当てはまる。これらの機関の仕事は政府の規制を受けるものと思われているが、労働者を搾取する無免許の機関は送出国にも受け入れ国にも存在する。送出国の方に多い。

家事労働者の供給を促進するもうひとつの要因は、クウェートのような受け入れ国に広く流行しているビザ売買の慣行に関わっている。スポンサーは労働者として働きたい人にビザを販売できるが、大抵は募集代理人のような仲介業者を通す。このようなビザの値段は2年間の定住ビザで200-400ディナールである。ビザを購入する家事労働者はスポンサー以外の雇用主のところで働くことができる。この慣行のために労働者のビザコストが引き上げられる。インドの場合ではクウェートのインド大使館に避難した逃亡家事労働者の過半数がクウェートに来るために代理人に30,000-400,000インドルピー支払ったことが報告されている。インドの代理人は反対にこの金の一部を使ってクウェートにいる国外在住の代理人からそのビザを買ったかも知れない。国外在住の代理人はそれをクウェートのスポンサーから購入したかも知れないのである。このようにして送出国と受け入れ国の仲介業者を巻き込んだ、利益をもたらす関係の全体的ネットワークがある。その結果、労働者にとってコストが上がることになる。それでも、豊富な供給は衰えないのである。政府はこの慣行の重大性を認識していて、国会は最近、状況の調査のために委員会を指名した（クウェートタイムズ、1996年5月22日）。

受け入れ国に対する、家事労働者の表面上は否定的な影響の中で、異なる文化、言語および宗教の影響は新聞や文献の中で言及されている（ラッセル、1995）。子どもに対する否定的な影響は特別な関心事のように思われる。この話題について客観的な調査はほとんどないが、移住者に対する否定的な感情は彼女の役割を低く見る一要因かも知れないし、雇用主の虐待的傾向を悪化させることもあり得る。

もうひとつの問題は不法移住を管理する（送出国ならびに）受け入れ国の無能力さである。例えば、日本の場合、不法移住の制限のために法改正がなされたが、森田とサッセン(1994)の見解では、“新法の施行は明暗さまざまのように見える”。いろいろな懸念が生じている

が、それは資格外労働者の増加とつながっている。また、これらの労働者の集中居住地が有名であるけれども、彼らに対する大規模な国外退去努力はされていない。クウェートでは労働者輸出を明らかに禁じている国から来た何千人もの労働者がいる。

受け入れ国における法的機関による保護に関して言えば、クウェートのような場合、家事労働者の移住は労働省ではなく、内務省の範疇となるので、家事労働者は労働法や国際協約に保護されない。また、サウジアラビアやクウェートの場合、社会保障の諸給付は移住者には出ない（リベラ、1992）。雇用主と衝突した場合、女性移住労働者は多くの点で明らかに不利である。法体系を知らない、言語、受け入れ国における自分のとるにたらない社会的地位、移動や社会的接触のなさ、などがあるからだ。状況に耐えられない場合、唯一の選択は大使館に避難することである。しかし、我々が面接した大使館の労働アタッシュェの報告では、逃亡した家事労働者の中には、自分の悲惨さを誇張する傾向の人も見られるとのことであった。

結論と勧告

エンターテナーや女性家事労働者の需要がここ20年の間に高まってことについては大多数の意見の一致が見られる。同時にこのような労働者の供給が依然、豊富である。表面上、無限とも云える労働者の供給を可能にする要因には以下が挙げられる。労働者の大半が一般に肯定的な経験をしていること、時間の経過とともに社会的ネットワークが存在し、それが成長していること、送出国と受け入れ国では賃金に大きな差があること、送出国で貧困と失業の水準があがっていること、などである。それだけでなく、移住をきわめて容易にする要因は確とした募集機関とその他の仲介業者の存在であり、彼らにとって移住はたいそう儲かるものとなっている。上のような環境の中で、女性移住者に対するある程度の暴力が起こる。しかし、被害を蒙る人の正確な割合について主張があるかも知れないが、このような暴力を受けるのは確かに少数である。およそ14万の家事労働者がたった3ヶ国から来て働いていると見積もられるクウェートの場合ではシェルターに現在いるのは600人（0.4%）以下である。このような暴力に対する送出国の反応は大抵、穏やかである。そのいくつかの理由については本書で論じた通りである。暴力に直面して送出国政府が講ずる主な措置は、必要な人にはシェルターを提供し、帰国の便宜をはかることである。

困難ではあるけれども、家事労働やエンターテインメントで働く女性移住者の保護のために、一定の最低基準を施行する必要がある。既存の政策をより効果的に実施することは追求

されなければならない。願わくは、送出国と受け入れ国間のより密接な協力と通して実施されることである。送出国の多くには労働者の搾取を抑える詳細な規則が存在する。しかし、このような規則は移住労働者を犠牲にして利益を上げる者によって侵害されることがよく見られる。

国連決議や報告、当該テーマに関する調査研究および受け入れ国の大使館員たちの議論に基づいて、暴力の存在する状況を改良するための4つの異なる干渉策を以下のように提案できよう：

- 1) 促進化戦略：女性移住労働者の適応に関して、その大きな問題のひとつは受け入れ国、とくに湾岸諸国の文化、言語および生活様式に対する認識不足である。家電製品の使用、清掃についての研修、受け入れ国における生活についての全般的な情報を提供する出国前オリエンテーションは、雇用者側の不幸な多くの例や以後の虐待を防止するかも知れない。オリエンテーションの会合では湾岸諸国における生活と労働条件について現実的な情報も含めるべきである。スリランカのような国では国際移住協会の援助を受けて、このようなオリエンテーションを実施している。現在ない国ではこういったオリエンテーション計画を立ち上げるべきであるし、現に存在する国ではそれらを強化すべきである。

移住のコストを下げ、労働者が高利貸しに依存するのを減らすために考えられる次の促進化戦略は、銀行か他の政府機関による貸し出し計画の開始であり、そのためにはその利用可能性について広く宣伝するのだからなければならない。

- 2) 規制の戦略：すでにある多くの規則をより注意深く実施する、これが必要である。資格外募集機関の活動を抑え、賄賂を絶滅させる方法、手段を見つけなければならない。

これが起こらない限り、仲介業者側の儲けようと云う動機は相変わらず労働者を不幸な状況に陥れることになるだろう。このためにいろいろな勧告が移住労働者の状況を取り上げた国際会議のほとんど度毎に繰り返さされてきている。また、我々が面接した大使館職員は不法移住を減少させる努力という基本的な観点として、送出国におけるより効果的な規制を強調する。けれども、不正な慣行、代理人ははびこっている。恐らく、潜在的な移住者を教育しつつ、同時に女性、男性労働者に暴力を働く代理人その他の人間を厳しく罰する代替手段はなさそうである。

- 3) 協同戦略：送出国と受け入れ国の共同努力は移住労働者の虐待を防止する上で必要である。これが起こると、当事者双方は解決に値する問題が存在するとの認識から始めな

なければならない。次に問題には人権の観点から客観的にアプローチしなければならない。

送出国同士が協力しあい、移住過程をどう扱えば最善なのかそのアイデアを共有することも役立つ。これに対する障碍として考えられるのは、送出国同士が競争して海外に労働者を送っている事実である。これにも拘わらず、一定程度の会話は可能である。

- 4) 支援的戦略：少なくとも支援手法のふたつのタイプ－短期・長期－が暴力と戦うには必要である。短期の中心的手法は逃亡者、貧窮者の保護およびできるだけ短期間にうまく本国へ送還させることである。クウェートの家事労働者の場合には、送出国政府の反応はそれぞれの国の大使館が運営するシェルターである。受け入れ国たるクウェートが強制送還センターできわめて有益な援助を行っているとは報じられている。しかし、スリランカの担当者はクウェート政府に処理をさらに速くするよう促している（クウェートタイムズ、1996年5月27日）。

大使館が直面する問題は虐待された家事労働者の収容と食事の費用である。この点で国際的な援助が行き場のない移住者に対する必要な手を差し伸べることでできよう。

長期の支援戦略が必要なのは、“墮落してしまった”女性、とくに強姦されて妊娠し、生まれた赤ちゃんの世話をしなければならない女性へのシェルターを提供するためである。大抵の場合、彼女たちは送出国で歓迎されないだろうし、子どもたちの未来もまったく暗い。また、いつまでも残る心理的ダメージを受けた人たちにも援助が必要である。

したがって、近い将来、確たる移住の伝統があり、移住を支援するネットワークの発達している国は依然中心となるだろうし、インドネシアのような他の国がその市場をさらに拡大するだろう。日本へのエンタテナーの輸入が新興工業国における傾向の始まりを表すことになるのか、注目しなければならない。もしそうなら、また家事労働者の需要が新興工業国が豊かになるにつれて拡大していくとすると、女性の移住がさらに増えることもあり得る。これらの傾向を考慮に入れると、女性移住労働者に対する暴力を抑える戦略を考え出すことに焦点を絞って中心課題としなければならない。

表1 女性移住労働者に対するの暴力を測定する指標のリストの提案

A 経済的暴力

故国において

ビザとその処理に対する超過請求

移住費用に使った金に対する金貸しの高金利

(移住者の願いに反する) 夫やその他の親族による送金の不当な使用

受け入れ国において

賃金未払い

契約賃金違反

賃金遅払い

送金の困難さ

B 社会的／心理的暴力

故国において

残してきた子どもに対する虐待

夫の不倫、アル中

受け入れ国において

空間、休日、自由時間、労働時間、職種などをめぐる生活条件

故国からの友人や社会的根とワークへの接触

社会的孤立や肉体的、および心理的・肉体的疾患

C 肉体的／静的暴力

故国において

代理業者による遺棄および虐待

受け入れ国において

言語による虐待やあざけり

打擲

強姦を含む性的虐待

投獄と強制国外退去（この合法性、必要証拠、弁護能力）

国外退去の遅延

“不当な”妊娠、母子の取り扱い

殺人

表2 インドネシア人的資源省が1869-1994年間に扱った海外で働くインドネシア人労働者数

表3 1990-1993年間におけるスリランカからの移住労働者の流出

表4 1987-1994年間におけるフィリピン人移住者と女性労働者および家事労働者の割合

表5 フィリピン人家事労働者の行く先（新規雇用分）

表6 日本における国別・性別超過滞在者数

表7 1990年1月および1996年4月現在の南アジアおよび東南アジア出身国における女性移住労働者への制限

国別	制限内容
バングラデシュ	夫の付き添いのない限り、女性は西アジア諸国で家事労働者として労働不可。
ミャンマー	専門職を除いて、女性労働者のリクルート禁止。
インド	30才以下の女性は西アジアあるいは北アフリカで家事労働者として労働不可。ただしケースバイケースである。 1996年4月：家事労働者は移住手続きしない出国不可。受け入れ国の大使館ではこの職種の証明は今後しない。
インドネシア	22才以上。家事労働者の就職先や認可業者によりリクルートある。男／女比に関する制限は一定の条件かて撤廃されうる。
ネパール	なし
マレーシア	なし
パキスタン	家事労働者として働きたい女性は35才以上とする。看護婦は移住不可。
フィリピン	雇用国に応じて女性家事労働者の雇用に禁止条項あり。エンタテナーとして働きたい女性は専門エンタテナー証明センターで証明が必要。 1996年4月：1988年以來のクウェートへの女性家事労働者の移住を禁止。
スリランカ	看護婦の就労目的の移住を禁止。 1996年4月：従来のように、家事労働者の移住には制限なし。タイ雇用国によっては、女性のリクルートの禁止。

出典：1990年分に関しては著者（アベラ，1995）の調査に回答のあった労働省あるいは労働局、1996年4月分に関してはクウェートの大使館職員

表8 1994年クウェートの調査から所得別家政数

参考文献

References

- Abella, M. I. 1995. "Sex Selectivity of Migration Regulations Governing International Migration in Southern and South-Eastern Asia", in International Migration Policies and the Status of Female Migrants. Proceedings of the United Nations Expert Group Meeting on International Migration Policies And Status Of Female Migrants, San Miniato, Italy, 28-31, March 1990. ST/ ESA SER.R/126 Department for Economic and Social Information and Policy Analysis, Population Division. United Nations, New York.
- Eelens, F. and Speckman, J.D. 1990. "Recruitment of Labor Migrants for Middle East: Sri Lankan Case", International Migration Review, 24(2): 297-322.
- Eelens, F. 1995. "Migration of Sri Lankan Women to Western Asia", in International Migration Policies and the Status of Female Migrants. Proceedings of the United Nations Expert Group Meeting on International Migration Policies And Status Of Female Migrants, San Miniato, Italy, 28-31, March 1990. ST/ ESA SER.R/126 Department for Economic and Social Information and Policy Analysis, Population Division. United Nations, New York.
- Gunatilleke, G. 1991. "Sri Lanka", in Gunatilleke, G. (ed.) Migration to the Arab World , Experience of Returning Migrants ,The United Nations University, Tokyo, Japan.
- Gunatilleke, G. 1996. "The Economic, Demographic, Sociocultural And Political Setting For Emigration From Sri Lanka", International Migration (Quarterly Review) 33 (3/4): 667-697.
- Hugo, G. 1995. "International Labor Migration and the Family: Some Observations from Indonesia", Asian and Pacific Migration Journal, 4 (2-3): 273-301.
- IOM, 1995. "Trafficking in Women: A "Business" That Needs To Be Closed Down", Trafficking In Migrants, No. 8, September.
- Kuwait Times. 1995. May 25.
- Kuwait Times. 1996. March 4 and March 27.
- Massey, D.S. and Gracia, E.F. 1987. "The Social Process of International Migration", Science 237 (4816).
- Morita, K. and Sassen, S. 1994. "The New Illegal Immigration in Japan 1980-1992", International Migration Review, 28, (1):153-163.
- Nanda, V.P. 1993. "The Protection of the Rights of Migrant Workers: Unfinished Business", Asian and Pacific Journal, 2(2):161-177.
- PACI (Public Authority For Civil Information). 1995. Directory of Civil Information: Population and Labor Force . Kuwait Government.
- Rivera M.M. 1992. "Social Security Protection of Migrant Workers", Asian and Pacific Migration Journal, 1(3/4): 511-528.
- Russel. S.S. 1995. "Policy Dimensions to the Arab Countries of Western Asia", in International Migration Policies and the Status of Female Migrants. Proceedings of the United Nations Expert Group Meeting on International Migration Policies And Status Of Female Migrants, San Miniato, Italy, 28-31, March 1990. ST/ ESA SER.R/126 Department for Economic and Social Information and Policy Analysis, Population Division. United Nations, New York.
- Shah, N.M. and Al-Qudsi, S.1990. "Female Work Roles In A Traditional, Oil Economy: Kuwait", Research in Human Capital and Development, 6: 213-246.

Shah, N.M. Al-Qudsi S. and Shah, M.A. 1991. "Asian Women Workers in Kuwait", International Migration Review, 25(3): 464-486.

Shah, N.M. 1993. Migration Between Asian Countries and Its Likely Future. Paper presented at the Expert Group Meeting on Population Distribution and Migration, Santa Cruz, Bolivia, 18-22, 1993, Organized by the Population Division of the UN Secretariat, in consultation with the UNFPA.

UN. 1992. "Chapter VIII International Migration Trends and Policies", World Population Monitoring 1991, pp. 170-212.

UN. 1995a. Violence Against Women Migrant Workers, Report of the United Nations Secretary General to the General Assembly, A/50/378.

UN. 1995b. Traffic in Women and Girls, Report of the United Nations Secretary General to the General Assembly, A/50/369.

UN. 1995c. The World's Women 1995. Trends and Statistics United Nations, New York, ST/ESA/STAT/SER.K/12.

UN. 1994. Violence Against Women Migrant Workers, Report of the United Nations Secretary General to the General Assembly, a/49/354.

Vasquez, N.D., Tumbaga L. C. and Cruz-Soriano, M. 1995. Tracer Study on Filipino Domestic Helpers Abroad. International Organization of Migration.

Zlotnik, H. 1995a. "The South to North Migration of Women", International Migration Review. 29(1): 229-254.

Zlotnik, H. 1995b. "Migration and the Family: The Female Perspective", Asian and Pacific Migration Journal, 4(2-3): 253-271.

(財) 女性のためのアジア平和国民基金

住所 〒107 東京都港区赤坂2丁目17番42号

電話 03-3583-9322

FAX 03-3583-9321